

第 215 回 総会

南部町農業委員会会議録

令和 5 年 5 月 10 日開催

南部町農業委員会

215 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和5年5月10日(水) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和5年5月10日(水) 午後2時23分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(12人)

会長 4番 中村文男

委員 2番 石橋 薫 3番 夏坂 元一朗
5番 夏堀 健一 6番 梅内 道子
7番 山田 憲幸 8番 堀内 重男
11番 佐々木 徳志 12番 三浦 恵美子
14番 高橋 勝敏 15番 河守田 雄一
16番 工藤 信仁

5. 欠席委員(4人)

1番 佐々木 正義 9番 川守田 雄一
10番 佐々木 一雄 13番 赤石 敏文

6. 会議書記

事務局長 野月 正治
総括主査 佐藤 弓孔
主査 宮野 健人

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第7 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。
中村会長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>15 番 河守田 雄一 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
中村会長 事務局長	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから第 215 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長 事務局長	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、1 番 佐々木 正義 委員・ 9 番 川守田 雄一 委員・10 番 佐々木 一雄 委員・13 番 赤石 敏文 委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は 16 名中 12 名で、委員定数に達しておりますので、第 215 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 05 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>14 番 高橋勝敏 委員</p> <p>15 番 河守田雄一 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p>

	<p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第2号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。</p> <p>佐藤 総括主査</p>
<p>佐藤 総括主査</p>	<p>報告第2号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、4件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番と番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成31年2月1日から令和11年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和5年4月5日、土地の引き渡しの時期は令和5年4月6日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号3番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成31年5月1日から令和13年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和5年4月5日、土地の引き渡しの時期は令和5年4月6日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号4番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成31年2月1日から令和11年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和5年4月11日、土地の引き渡しの時期は令和5年4月12日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤 総括主査</p>
<p>佐藤 総括主査</p>	<p>議案第4号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は3件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田 雄一 調査員</p>
<p>河守田 調査員</p>	<p>15番 河守田から説明いたします。</p> <p>去る5月2日、藤嶋農地利用最適化推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第4号並びに議案第5号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第4号について、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働</p>

	<p>人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番と番号 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号 3 番の申請理由は、親から贈与を受けて引き続き営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 4 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p>
佐藤 総括主査	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤 総括主査</p> <p>議案第 5 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田 雄一 調査員</p>
河守田 調査員	<p>議案第 5 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、自己住宅を建築し、転居するため、申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤 総括主査</p>
佐藤	<p>議案第 5 号について、補足いたします。</p>

<p>総括主査</p>	<p>番号 1 番の申請地の位置ですが、斗賀地区で剣吉駅から北に約 700mの距離に位置し、申請地の北側と西側は宅地、東側と南側は農地となっております。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 5 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第 7 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤 総括主査</p>
<p>佐藤 総括主査</p>	<p>議案第 6 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、12 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>また、今回から表右側の備考欄に特筆する事項を、事務局で加筆していますので、ご審議の参考にしてください。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,641 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は畑、期間は 4 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,728 円です。</p> <p>番号 4 番から番号 6 番までの利用目的は田、期間は 4 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p>

<p>議 長</p>	<p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 7 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 8 番の利用目的は田、期間は 9 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 1,836 円です。 番号 9 番の利用目的は畑、期間は 9 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,662 円です。 番号 10 番の利用目的は畑、期間は 2 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 11 番と番号 12 番の利用目的は田、期間は 9 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 議案第 6 号について、ご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 215 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 23 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 5 月 10 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....